

(申請 10)

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子市観光センター（以下「センター」という。）
(2) 所在地	米子市皆生温泉三丁目1番1号
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 地上2階建て
(4) 敷地面積	1,805.23平方メートル
(5) 建築面積	1,610.46平方メートル
(6) 開館日	昭和58年4月1日
(7) 主な施設内容	多目的ホール（267平方メートル、舞台装置・音響設備・照明一式）、研修室（84平方メートル）、調理研修室、和室（12.5畳間）、観光案内所、バス発着ステーション、駐車場（31台収容）
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	センターは、皆生温泉の観光振興を図るため設置されている。市の総合計画では、皆生温泉エリアのさらなる活性化を図るため、公民連携の取組を中心に皆生温泉エリアの魅力向上を図り、地域の特色を生かしたコンベンションの誘致やインバウンド誘客も視野に入れながら、滞在型観光の宿泊拠点都市、北東アジアからのゲートウェイを目指し、利便性の向上を主な施策としている。
(9) 施設の現状	センターは、展示スペース、研修室、講演会等のコンベンションを推進する多目的ホール、レンタサイクル事業をはじめとするサイクリング拠点としての機能を兼ね備えており、観光案内、アクティビティのあっせん、宣伝や宿泊施設の紹介などの利便性を提供するとともに、路線バス等の発着場として利用させる各種交通の集中する滞留拠点施設である。
(10) 施設の運営状況（令和6年度）の概要	ア 使用許可件数 1,725 件 イ 利用者数 16,303 人 ウ 利用料金収入額 3,533,074 円 エ 主な自主事業 ・土産物物販 ・レンタサイクル ・花風の足湯広場 オ 管理運営費（支出額の合計） 21,851,888 円 ※別添の「令和6年度米子市観光センター運営状況」参照

(申請 10)

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

(2) 業務の範囲

ア センター、設備及び器具 (以下「施設等」という。) の維持管理に関すること。

- (ア) 施設等の保守点検、補修及び清掃
- (イ) 施設等の警備
- (ウ) 施設等に係る経費 (電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、下水道使用料、業務委託及び保守点検委託料等) の支払

イ 施設等の利用に関すること。

- (ア) 使用の許可 (以下「使用許可」という。) に係る申請書の受付及び許可書の交付
- (イ) 各種届出書の受付
- (ウ) 使用料の徴収、減額、免除及び還付
- (エ) 利用者の応接

ウ センターの利用の促進に関すること。

- (ア) 広報活動の実施
- (イ) イベント等の誘致

エ センターの設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。

- (ア) センターでの企画展の実施
- (イ) センター周辺のにぎわい創出事業の企画及び実施
- (ウ) その他自主事業の企画及び実施

オ その他管理業務のうち、次に掲げるもの

- (ア) 管理業務の処理に必要な体制の整備
- (イ) 情報の公開及び個人情報 (米子市個人情報保護条例第 2 条第 3 号に規定する個人情報という。以下同じ。) の保護に関する措置
- (ウ) 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
- (エ) 事業報告書の作成及び提出
- (オ) 経営状況を説明する書類の作成及び提出
- (カ) センターのモニタリングに関する市の指示に基づく確認並びに資料等の作成及び提出
- (キ) 市が指示する書類、資料等の作成及び提出
- (ク) その他センターの管理業務に係る庶務、経理等の事務

(3) 管理の基準

ア 基本方針

- (ア) 指定管理者は、自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させなければならない。
- (イ) 指定管理者は、市民が広く利用する公の施設としてのセンターの性格を十分認

(申請10)

識し、利用者にとっての快適なセンターの環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めなければならない。

(ウ) 指定管理者は、センターの利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、センターの設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めなければならない。

イ 基本的事項

(ア) センターの開館時間及び休館日は、原則として、センター条例第4条及び第5条に規定するところによらなければならない。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、これらを変更することができる。

(イ) 指定管理者は、センター条例に基づき、公平かつ公正に使用許可を行わなければならない。なお、センター条例第7条各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を行ってはならない。

(ロ) 指定管理者は、センター条例第10条第2項各号のいずれかに該当する場合は、使用者又は利用者に対し、使用許可等を取り消し、施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

(ハ) 使用料は、指定管理者が、センター条例第11条に規定する使用料の金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定め、施設等の使用者又は利用者から徴収しなければならない。なお、徴収した使用料は、指定管理者の収入として収受するものとする。

(ニ) 指定管理者は、使用料を減額し、又は免除することができる。なお、減額及び免除の基準は、市長が定める。

(ホ) 指定管理者は、市長が認める場合に限り、使用料の全部又は一部を還付することができる。なお、還付の基準は、センター条例第14条に規定するもののほか、市長が定める。

(ヘ) 指定管理者は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。

(ト) 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(チ) 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめその内容を市と協議しなければならない。

(4) 管理業務の処理体制

(ア) 指定管理者は、管理業務に従事する職員（以下単に「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。なお、センターには、職員のうちから、センターの統括責任者として事務局長1人を置くものとする。

(申請10)

- (イ) 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員に異動を生じた場合も、同様とする。
- (ロ) 指定管理者は、職員に対して管理業務の処理に必要な研修を実施しなければならない。この場合において、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、及び訓練するものとする。
- (ハ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちにその旨を市長に報告し、その処理方法について市長と協議しなければならない。
- (ニ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。
- (ホ) 指定管理者及び職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項その他管理業務の処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

(5) 市が直接行う業務

- ア センターの目的外使用の許可その他の市長に専属する権限に基づく事務に関すること。
- イ センター駐車場の賃貸借料の支払

(6) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料、使用料及び自主事業の収入によって賄うものとする。なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者とが協議し、双方で締結する協定において定める。

(7) その他の条件

- ア 指定管理者は、センターの管理業務を開始する日までに、市及び皆生温泉旅館組合から事務引継ぎを受けなければならない。
- イ 指定管理者は、センターの管理業務の処理に当たり、センターの利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めなければならない。
- ウ 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、センターの施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。
- エ 施設等の総合点検及び清掃等による休館を行う場合は市に事前連絡をしなければならない。
- オ 施設等の修繕計画を基に、適時に修繕を行うとともに、突発的な損傷や故障についても速やかに修繕を行わなければならない。